

オランダの東インド經營初期に於けるシャム貿易の役割

——一六三四年のパタニ遠征をめぐつて——

永 積 昭

まえがき

一、パタニとシャム（一六三二—三三）

二、パタニ遠征（一六三四）

三、米と鹿皮（一六三五—三六）

むすび

おえがき

十七世紀初頭以來のオランダとシャムとの交渉については、從來、ド・ヨング氏と、¹⁾ブランカールト氏の論文があるが、どちらも、かなり簡単な概説に過ぎない。又、その一時期のみを掘り下げた特殊研究としては、わずかに、F・ジャイルズ氏の論文、「十七世紀に於けるファン・フリートのシャム史話の批判的分析」²⁾がある位のもので、それも兩國の交渉に觸れているのは、論文のごく一部である。しかし、この分野はなお多くの問題を含んで居り、なかでも、一六三四年のパタニ遠征をめぐる兩國の交渉は、同時に、シャムの首都アユチアに於けるオランダ商館の再開とも関連を持ち、オランダ東インド會社〔以下、單にオランダと記す〕がシャム貿易に進出する過程、ならびにその貿易の性格を、かなりよく示している様³⁾に思われる。

オランダの東インド經營初期に於けるシャム貿易の役割

永積

第拾九卷

一八九

この稿を起すに當り、オランダのヘーグ文書館所藏の、シヤム關係文書のマイクロフィルムを入手するについて、御盡力下さつた岩生教授、種々御指導下さつた山本教授に、心から御禮申し上げる。

一 バタニとシヤム（一六三二—一三三）

オランダ東インド會社が、シヤムと交渉を開いたのは、會社の設立後まだ日の浅い、一六〇四年のことである。もつとも最初の數年間は、單に外交交渉があつたと云うだけで、貿易はあまり行われなかつたが、やがて一六一二年、日蘭貿易への道が開かれると、シヤムは先ず日本向けの諸商品、（即ち鹿皮・鮫皮・蘇木・鉛・錫・象牙・籐・黑砂糖など）の供給地としてクローズアップされる。かくて、シヤムの首都アユチアにオランダ商館が置かれるのは、一六一四年のことである。さらに、一六一二〇年頃からは、豊富で安いシヤムの米が、次第にバタビヤを始め東インドの各地へ、主としてオランダ人によつて運ばれる様になり、これについての記事は連年オランダ側の記録に見える。そして、以後十數年にわたつて、米の重要性は、むしろ前述の日本向け商品を凌ぐのである。米と日本向け商品、この貿易の二重性は、注目に値する。

さて、すでにオランダに先立つて、ポルトガルは前世紀の末からシヤムとの交渉に乗出して居り、又、オランダと相前後して東洋に進出したイギリスも、この間に同じくアユチアに商館を設けるに至る。さらに日本の朱印船もしばしばこの地を訪れるなど、シヤムに於ける貿易は烈しい競争の下におかれ、まだオランダの優位は確立されぬ。しかもアユチア商館の利益は豫想外に少く、シヤムの國情も不安定であつたので、英蘭兩國とも一六二三年頃、一旦商館を引揚げるに至つてゐる。ただし、貿易が下火になつたとは云え、これ以後もオランダとシヤムとの間には、度々外交文書が取交され、友好國であることに變りはない。

一八二八年に、シャム王ソン・タム (Song Tham) が亡くなると、國內には王位繼承をめぐつて内亂が起り、二人の幼王の短い治世の後、プラサット・トング (Prasat Thong) なる者が位を奪ひ、篡奪王と呼ばれる。¹²⁾ この時、多年シャムに朝貢していたマライ半島東岸の小國パタニは、シャムの新王が正統でないことを名目として、臣屬を拒む。¹³⁾ 一方、アユチアには以前から多數の日本人が居留していたが、王位紛争に干與し、シャムの新王は彼らの勢力増大をおそれて、即位後間もなく、彼らを追放する。ところが、その日本人の一部はカンボヂヤに逃れ、その地の軍隊と協同してシャムを攻撃しようとし、マニラのイスパニヤ艦隊にも、これを援助する計畫のある事が、報ぜられている。¹⁴⁾ かくてシャムは孤立状態に陥り、殆ど唯一の友好國なるオランダとの提携は、この頃から一層緊密となる。以上が、本稿の歴史的背景である。

この様にシャムの内外が多事である時、さきにシャムに叛いた小國パタニをめぐつて一つの事件が起る。それはシャム王のジャンク二隻がパタニによつて捕えられた事件であるが、その年次を明記した史料がないため、一六二九年から三二二年の間の出來事、と云う以上のことは分らない。ところが、この事件によつて損害を受けたのはシャム王だけではなかつた。のちのアユチア商館長、ファン・フリート (Jeremias van Vliet) によれば、ジャンクそのものがシャム王とオランダの會社職員との共有であつた如く記され、又、バタビヤ城日誌の一節には、積荷の中にバタビヤ居住のシナ人の所有物があつた如く記されるなど、記述は一致していないが、ともかくオランダも何らかの被害を受けたらしく、東インド總督は、パタニに向つて賠償を要求することになる。

折しもシャムでは、さきに述べた様にカンボヂヤの軍隊の來襲が傳えられ、イスパニヤ艦隊がこれを援助するらしいとの噂がひろまつているので、バタビヤに對して、オランダ人の援助を眞剣に要請して居り、¹⁸⁾ 一方、東インド總督も事態を重視し、「諸船と取引との安全のため、及びシャムの滅亡を防ぐために、會社はシャムとの古くからの國交と、毎年シャムから

得ている援助とを考えて」⁽¹⁹⁾ オランダの艦隊を、シヤムに送る必要を痛感する。

かくて、五隻の艦隊は、總督からシヤム及びバタニの兩國への書翰を携えた、アントニオ・カーン (Antonio Caan) 又は Antonie Caen) を司令官とし、三二年七月末にバタビヤを出帆して先ずバタニに向うのである。

八月二十日にバタニに到着した彼らを迎えるバタニ側の反應について、司令官カーンの報告は、首尾一貫しない印象を与える。先ず到着に當つては、「彼〔カーン〕は總督の書簡と共に、バタニ女王や他のバタニの高官達から盛大な歓迎を受けた」⁽²⁰⁾ にも拘らず、使節一行が間もなく氣づくのは、バタニがオランダ及びシヤムに對して抱く、烈しい偏見と輕蔑とである。⁽²¹⁾ そして使節の側からも、バタニがジャンクを捕えたことに抗議し、賠償の要求に應ぜよと、威嚇と忠告を與え、「シヤム人も吾々〔オランダ人〕も、過ぐる日の侮辱を忘れることはあるまい」、などと述べてもいる。⁽²²⁾ しかし、その退去に際しては、女王及びダト・ブサール (Dato Besar) バタニの第一等官吏) により饗宴が催され、ことにダト・ブサールは、使節に貿易上の要求〔後に述べる〕さえ持ち出すに至つて居り、バタニの立場はかなり微妙なものであつたらしい。それを端的に表現するのは、八月二十四日、バタニ女王との會見の際の、バタニ側の主張である。そもそもこの遣使について、吾々は二つの史料に接することが出来る。即ちカーン自身の報告と、バタビヤ城日誌に引用されたその要約とであり、⁽²³⁾ 今その兩史料によつてバタニの主張を簡単に記してみれば、

1. オランダ、バタニ兩國の會での親交については、今まで破られたことがないから今後更新する必要もない。
2. ○バタニがアチン及びシヤムに抗してポルトガルを援助したのは、ポルトガル人がシヤム人を追拂うことを望んだからである。〔カーン報告の記事〕

○バタニがオランダ及びアチンに抗してマラッカのポルトガル人を援助したのは、この問題に介入するつもりではな

つたことが、いつか分るであろう。「パタビヤ城日誌の記事」

3. さきに捕えたシャムのジャンク二隻については、賠償の意志はない。なお、オランダ人の主張するパタビヤのシナ人の損害については、オランダがシャムとの友好を絶つ決意をするならば、賠償するであろう。

4. パタニは古來シャムに臣屬して來たが、現在のシャム王は正統でなく、篡奪者である。従つて宗主と仰ぐことは出來ない。如何なる説得も無益である。

5. オランダと、パタニ、カンボヂヤ、ジョホール、ジャンビ、アンドリギリ、「スマトラ東岸の小國」その他の近隣諸國と、永久的同盟を締結し、必要あらばイスパニヤ・ポルトガル兩國のあらゆる計畫に對して援助し合うことを提案する。たゞしシャムは除外せねばならぬ。

以上五項目のうちで、兩史料の記述が相當異なるのは、2. だけであるが、それも「オランダに對して惡意を抱いていたわけはなかつた」ことを示すのであつて、結果としては大差がない。これら一連の主張を見ると、パタニの意圖が、シャムとオランダとの提携を斷つ事にあるのは明白である。この際、殆ど意味をなさない1. は論外としても、2.、3.、4. では、ひとしく、パタニの敵はシャムであつてオランダではないことを述べ、最後の條項は最も興味深い。即ちオランダを中心に、パタニ及び周邊諸國の同盟を提案するのである。この提案が、西葡兩國を一應相手としながら、同時にシャムを牽制するものであることは、ここに擧げられた諸國が、シャム灣を包圍する位置にあることでも分るが、パタニが果して西葡兩國との敵對を實際に考えていたであろうか。史料の示す所はむしろその逆であるかに見える。即ち、すでにその前年二月のパタビヤ城日誌に、「パタニはポルトガルの援助をたのんでシャムに叛いたのである」と云う記事があり、²⁴⁾パタニの提案の第二條にもポルトガルとの協力の事實がある。しかし、右の二つの史料以外には、このことを記したものがなく、かつ「ポルトガルの援

助をたのんで」(op hope vander Portugesen assistentie)と云う語も甚だあいまいで、「すでに實際に與えられた援助を力として」と云う意味ではなく、單に、「援助をあてにして」位の意味の様に思われる。従つてこの場合、パタニは提携の相手としてポルトガルとオランダの何れかを擇ぶ餘地をまだ残しているもの様である。又、そう考えない限り、5.の主張はおよそ意味をなさないのであらう。そして女王との會見の數日後、使節とダト・ブサールとの間で行われた會談は、この事實を別の角度から立證する。こゝに、カイン自身の報告をそのまま引用すれば、

吾々〔使節一行〕が、はつきりと經驗した様に、このパタニ灣は、以前は常に大いに繁昌していたのに、今はすっかり寂れたのが目についた。と云うのは(マカッサルの小プラウニ隻を除いては)大小何れの船も陸に着けられてはいなかつたからである。アンドリギリ、カンバル、ジョホール、パハンから、彼ら自身の言によれば毎年多量の胡椒を輸入しに來た者共は、來なくなつた。シナ人のジャンクもパタニを通り過ぎてしまふ。リゴールは全く破壊され、シャム人は今にも攻めて來そうであり、攻めて來れば、残つているものも一緒に破壊するであらう。だからパタニから、差當つて殆ど、或いは全く、胡椒を期待することは出来ない。彼らは事態がこの様に悪いのに、尙かつ、分り切つたあやまちを認めることが出来ないのだ。彼らは、オランダ人の取引がパタニから遠のいたことがその原因だと云うことを、知らうとしないのである。⁵³⁾

カインはダト・ブサール自身の言葉を引用しながら、更につゞけて、

ダト・ブサールは、オランダ人が毎年何隻かのスヒップ(schip)をパタニに送るか、又は再び〔パタニに〕商館を設けるならば、胡椒に事缺きはしないだらう。何故なら前述の諸地域の者共が、このことを聞いたなら、疑いもなく再び來る様になるだらうから、と云つている。こゝで彼は、オランダ人の遠ざかつたことが貿易不振の原因だと云う、彼

の持論を述べたのである。⁽²⁶⁾

と記している。もと／＼オランダがパタニに商館を置いたのは、シャム商館の場合よりも古く、すでに會社設立の年、一六〇二年のことであつたが、前述の如く一六二三年頃、貿易不振のためシャムの商館を引揚げる時、同じく閉鎖されたものである。⁽²⁷⁾以來オランダ人の取引もこの地から遠のき、パタニはもはや胡椒の中繼貿易港としての地位を失いつゝある。これにひきかえ、シャムは商館引揚げ後もオランダ船の往來が繁く、ことに米穀の取引が盛んで、今やパタニをしのいで貿易の中心となりつゝある。パタニの叛亂は、この様な經濟的な理由による所が大で、もとよりシャム王の正統性の問題は、たま／＼その契機となつたに過ぎない。

さきの女王の主張とダト・ブサールの談話とを比較すれば、パタニの意向はおのずから明らかである。何故なら、女王が舉げた國々のうち、ジョホール・アンドリギリの二國は、ダト・ブサールの舉げた昔の胡椒取引國の中にも含まれている。また「オランダを中心としてこれらの國々と同盟を結び、必要があれば西葡兩國に對抗する」、と云う女王の言葉と、「オランダがパタニに來る様になれば、他の諸國も再びパタニに來る様になる」、と云うダト・ブサールの言葉とは、まさしく表裏をなすものである。かくてパタニは、最善の策としてはオランダとの提携、次善の策としては逆にポルトガルとの提携によつて、シャムから貿易の繁榮を奪おうとしたのであらう。しかし、當然のことながらオランダにとつて、パタニの貿易上の重要性は到底シャムに及ぶべくもないから、パタニの希望は遂に容れられず、又、それ故パタニもオランダの賠償要求に應じない。使節は殆ど得る所なくして、八月二十九日にパタニを出帆し、シャムに向つたのである。

使節のシャム滞在は、九月十四日から十月二十日に及び、その間にシャムに提出した貿易上の要求は、

1. 一〇〇〇ラスト (Last)⁽²⁸⁾の米輸出の許可。

オランダの東インド經營初期に於けるシャム貿易の役割

永積

2. 毎年會社のために、五—六〇〇ラストの米を安値で供給すること。
 3. シヤムに産するすべての蘇木 (sappanghou) と鹿皮を、會社のみ毎年安値で賣り、他の誰にも賣らないこと。
- の三點に要約される。米⁽²⁹⁾についての要求が二項目にわたつてゐることは、パタビヤに於けるシヤム米の重要性を示唆するものではあるが、同時に蘇木と鹿皮の獨占要求が出されたことは注目に値する。交渉は種々曲折の末、僅かに第一の要求のうち七〇〇ラストの米の搬出が許可されただけで、他の二項については、「鄭重に斷られた⁽³⁰⁾」のである。この二項はその年だけのものだけでなく、將來にも影響を及ぼすものであり、又、どの商品も年によつて收穫の多少が甚しいものであるから、シヤムの拒絶は無理からぬ所であろう。それに、そも〱オランダ艦隊の派遣の原因となつたカンボヂヤその他の來襲について、その後の史料に、攻撃の計畫⁽³¹⁾についての記事は頻出するが、實際にシヤムに攻め入つたと云う記事は見當らず、これを援助するためにマニラを發した筈のイスパニヤ艦隊についても、カンボヂヤの河口到着を報じたもの⁽³²⁾以後は記事が見えない。従つてこの計畫は、攻撃する側の何かの支障によつてか、オランダ艦隊の示威が効を奏してか、ともかく實現しなかつたものと思われ、シヤムとしては、貿易上の讓歩を敢てしてまで、オランダの歡心を買う必要を感じなかつたのであろう。
- しかし、カーンの派遣以後もシヤムとオランダの提携には大した變化がなく、一方パタニはこの後次第にポルトガルとの結びつきを強固にするのであり、三三年十二月のバタビヤ城日誌によれば、「パタニはインドのポルトガル人の存在により全面的に援助され、マラッカ市とは、一會社にとつて殘念であり、重要なことには、一大いに通信が交わされる⁽³³⁾」に至つてゐる。かくて來るべき一六三四年のバタニ遠征に際しては、シヤムとパタニとの衝突をその尖端として、實はオランダ、ポルトガルの兩勢力が相觸れるのである。

二 バタニ遠征（一六三四）

さて、この様な事情の好轉により、東インド總督ブローウェル (Hendrik Brouwer) は、久しく振わなかつたシャムとの貿易を再興しようとして、一六三三年にアユチアのオランダ商館を再開することにし、四月、ヨースト・スハウテン (Joost Schouten) をアユチア商館長に任じたのである。⁽⁹⁴⁾ スハウテンはのちに彼の著書、「シャム王國記事」の中で、

更に商館は一六三三年、その地に再び設けられ、取引は、(私の四年に及ぶ指揮下で) 非常に改善され増加したので、
會社は著しい利益を擧げた。賢明に指揮すれば更に多くの利益になるであろうと云う見通しである。⁽⁹⁵⁾

と記している。この記事から、商館再開後の貿易は大いに有望であることが想像されるが、更に、彼が三年にバタビヤに送つた報告には、

シャムから日本へ、また日本からシャムへの取引が、綿密にして熱心な調査によつて非常に増大したので、とくに以前
そこから追放された日本人がなおもシャムから遠ざけられ隔てられ得るならば、會社は間もなく長年待望の利益をこの
取引から得るだろうと、吾々は希望している。⁽⁹⁶⁾

とあり、「長年待望の利益」が今こそ得られると云うことは、これに先立つ約十年間の貿易衰退期と著しく事情を異にする、
新しい時期の始まりを示唆するものの様である。これを一層的確に指摘するのはファン・フリートであつて、彼は先ず、諸
種の好條件により、三三年に同地の商館が再開されたことを述べた後に、

このことは、もつともな理由に基づいている如くであつた。それは〔シャム〕王が勢力ある日本人をシャムから追放
し王が呼び戻してもしない限り、(實際はそう云うことになつたが) 自分からシャムへ歸つては來ないことが明らかだ

つたからである。従つてその方面からは、支障など容易に起らないだろうと人々は考えた。のみならず、日本に於ける五年間の「オランダ船」抑留の落着後、あの銀の豊富な日本での取引が會社のために開かれ、シヤムの商品が日本でも有利に賣れることが分つた。⁽³⁷⁾……………〔略〕

と記している。吾々はこの敘述から甚だ多くの示唆を與えられる。第一に、文中に「日本に於ける五年間の抑留」とあるのは、平戸に於けるオランダ船抑留事件（一六二一—一六三三）であることは疑いない。⁽³⁸⁾その間、日蘭貿易は事實上中絶したのであるから、シヤム商品も日本へ持ち込み得なかつたことは云うまでもなく、従つて三三年のアユチア商館再開を以て貿易上一時期を劃することは、この意味でも極めて妥當である。第二に前掲二史料に特筆されるアユチア居留の日本人追放は、正確には三三年十月のこととされ、この事件によつてシヤムに住む日本人の地盤は、一時全く失われるのである。

しかも、これら二つの事實と平行して、この頃から日本とシヤムとの國交も中絶の形となり、三二年頃から、朱印船もシヤムを訪れなくなる。そしてオランダが日本渡航を再開する三三年には、今度は江戸幕府によつて日本人の海外渡航が禁じられ、以後數年にして日本は、所謂鎖國の態勢を完成する。⁽³⁹⁾云いかえれば、オランダ人、シナ人以外の船は日本へ商品を持ち込む機會を失ふこととなる。勿論、シヤムの日本向け商品もその例外ではない。

そして、日本に於てのみならず、シヤムに於ても事態はオランダにとつて有利となる。即ち、かつてシヤムで取引を營んだポルトガルはこの頃シヤムと紛争を重ね、⁽⁴¹⁾イギリスもさきに二二—二三年頃アユチアその他の商館を引揚げて以來、東アジア貿易の全面に於て退潮を示し、しばし論議はなされつゝも、まだ商館を再開するには至らない。⁽⁴²⁾オランダの競争者たちはかように不振を極める。

シヤムが日本向け商品の供給地として再認識されるのは、他ならぬこの時期に於てであり、さきに引用した様にファン・

フリートが、「シヤムの商品が日本で有利に賣れることが分つた」と述べていることには深い意味がある。何故なら、既にこれより二十年程前の、一六一四年十一月に、當時の東インド總督クーン (Jan Pietersz. Coen) が本國に宛てた書簡の中で、「シヤムからは日本貿易の、また逆に日本からはシヤム貿易のためのよい商品がある」と云う意味のことを述べて居り、さらに翌一五年十月の、同じく本國へ送つた書簡には、

シヤム商館を設けたが、資金不足のため、目ぼしい活動はしなかつた。しかし、今や資金が出来たので、シナの商品と共に日本に於て賣るために、シヤムの商品を買う様に命令を下した。⁽⁴⁴⁾

とある。以後、一六二〇年頃から、シヤム貿易に於ける米の重要性が次第に増して來たことは前述の通りであるが、それでも、二三年のアユチア商館閉鎖に際して、時の總督カルペンティール (Pieter de Carpenter) がその閉鎖を非常に残念がり、日本との鹿皮などの取引の挫折を懸念している。かようにシヤム商品と日本との關連は、日蘭貿易の開設と共に古いのである。にもかゝらず、それから二十年を経た今、この事實をファン・フリートがあたかも新發見の如く記しているのは、全く前述の事情によるものと解釋する他はないであろう。事實それらの商品は、日本を殆ど唯一の市場とし、他に販路を求め得ないものであつた。その最大のものは、「日本に於ける會社の繁榮が完全に確保出来る様に、もつと多くの量の購入を決議すべきであろう」⁽⁴⁶⁾などと記されている商品、即ち鹿皮⁽⁴⁷⁾であり、鮫皮及び、染料としての蘇木などがこれに次いだ。鹿皮や鮫皮などの集荷は、以前から、シヤム居留の日本人及びシナ人の支配下におかれていたので、前述の二九年の日本人追放は鹿皮などの取引にかなりの影響を及ぼしたらしい。これについて、商館再開に先立つ三一年十二月のバタビヤ城日誌には、シヤムからの報告として、

鹿皮はシヤムに於ては、日本人の逃亡とオランダの買控えによつて、全く振わなかつた。⁽⁴⁸⁾

と云う記事があり、一時は不振であるらしいが、逃亡した日本人の中には、彼らの復讐を怖れるシャム王の招きにより、その後次第にアユチアに歸る者も出来、王は彼らの數が七一八〇人に達したので土地を與えている。従つて彼らの經濟活動は中絶したわけではなく、オランダ人としても、結局彼ら及びシナ人から鹿皮を得るの他はなかつたらしい。これについては、三三年十二月、商館長スハウテンがバタビヤへ送つた報告にも、

吾々は次の南モンソンと、日本への荷物發送とに備え、鹿皮の買入れを既に始めた。そして手始めに、品物調達のため、大勢の信用のおけるシナ商人、日本商人に、總額三〇〇〇レアル・ファン・アハテンを投資した。それにより鹿の捕獲は、一少ない需要により十五—二十萬枚から二萬五千—三萬枚にまで低下していたが、一再び非常に増加し、居留民も以前にまさる熱心さで仕事を引受けた。

とある。當時のオランダ商館の在庫品表を見ると、現金二八、四二四グルデン餘、商品を現金に換算した一八、三七七グルデン餘の他に、鹿皮、鮫皮などの買付けのため、日本人三人、シナ人三人などに様々な條件で投資している一八、四五〇グルデンの資金が記されている。前述の史料にある三、〇〇〇レアル・ファン・アハテンは、グルデンに換算すると七、五〇〇グルデンに過ぎないから、恐らくその他にも金を前貸していたのであろう。朱印船の來航に期待出来ない居留民にとつて、今やオランダ人が最大の買い手であつたことは云うまでもない。しかしオランダはこれに満足せず、鹿皮の獨占を一層確實なものとするために、シャム王に對して要求を提出する。即ち三三年にバタビヤから派遣された使節ド・ロイ (Jan Joosten de Roij) がシャムで盛大な歓迎を受けた好機會をとらえ、商館長スハウテンは、シャム王と接衝するのである。

オラニエ公〔註—オランダの元首〕の書翰について、シャムで示された世上一般の歡喜の表明の中に、吾々は好機會を見出し、王及び高官達に、シャムに産する全部の鹿皮を會社だけに一定價格で賣渡される様に要求した。前述の使節

〔ド・ロイ〕の報告のあとではあり、王はこの吾々の要求をさほど奇異にも思わずに、「オランダ人が充分な海軍力でパタニに對して〔シヤムを〕援助し、計畫された攻撃を海上で應援するならば、オランダ人に鹿皮を供給してもよい」と答えた。パタニはインドのポルトガル人の存在により全面的に援助され、マラッカ市とは、一會社にとつて殘念でもあり、重要なことには一大いに通信が交わされていることを考えると、シヤムの鹿皮を獨占するために、吾々がシヤム王をその時二三隻のヤハト (Jacht) で應援し遠征の間パタニの海と川を制壓するのは、決して無縁なことではあるまい。パタニは吾々にあまりにも多くの侮辱を與えた。吾々は今日までその償いを受けていない。⁵³⁾

かようにシヤムはパタニ遠征の計畫があることを明らかにする。直接にはパタニへの報復、間接にはポルトガル撃退の目的にもかかない、しかも遠征援助の代償として鹿皮獨占を約束される以上、スハウテン等が援助に乗氣であつたことは當然である。この遠征計畫については同年十月二十九日附で、シヤムの最高官吏たるオヤ・フラ克蘭 (Oya Phra-Klang, Okya Berckelagh, etc.) が、總督ブローウエルに送つた書簡の中にも、カンボヂヤとパタニがシヤムに叛き、シヤムは先ずパタニを武力で征服する決心であることが語られている。⁵⁴⁾ さきのスハウテンの報告の中に、「鹿皮を獨占するために」遠征を援助するがよからう、と云うことだけが記され、米のことが記されていないのは興味深く、こゝで決定的な要素となつたものは、もはや米ではなく鹿皮であつたと云える。やがて三四年に入つて鹿皮獨占についての協定が成立する。

この協定の原文は、ヘーグ文書館所藏のシヤム關係文書の中にある。甚だ短いものであり、こゝに全部を譯出すれば、

オランダの〔東〕インドに於ける軍隊ならびに土地の總督、ヘンドリック・ブローウエル氏からシヤム王への書面に於て、總督の使用人だけがシヤム王國內の鹿皮を買入れて國外に持ち出せる様に、要求がなされ、この要求がシヤム王に忝しく提出されたことにより、王はそれに際して彼の平常の仁慈にしたがつて、商館長ヨースト・スハウテンに好意

的に許可を與えた。それは、この一年の間だけ、鹿皮をこの國から輸出してもよく、他の誰も搬出することを許されない、と云うのである。この契約は國王の意を體してオヤ・フラクランの *cochet* [e.] を以て捺印される。⁵⁵⁾

と云うものであり、明らかに有効期間を一年に限つてゐる。文書の日附は一六三四年一月二十三日、(シャムの曆で二月二十九日)であるから、大體三四年末まで有効であつたと見てよいであらう。なお、この協定の内容が甚だ抽象的で、ことに數量などの規定を全く缺くことについては、何れ後に述べる。

さて、アユチア商館の商務員 (Coopman) ファン・フリートが、平戸のオランダ商館員に宛てた書簡によれば、シャムの軍隊が陸路パタニへ向つて出發したのは、前年十二月から三四年一月の間であつたことが知られる。⁵⁶⁾ 別の文書によれば、水軍の出發は少しおかれて一月半ばであつたらしい。⁵⁷⁾ 以後、バタビヤにしばしば送られるスハウテンの報告には、この遠征についての記事が頻出するが、それらを總合すると、テナッセリム、ケダ、ボルデロン、リゴールなどの軍隊、及びアユチア在留日本人も遠征軍に加わり、その兵力は陸軍が約六〇、〇〇〇人(象、馬、火器をもつ)、水軍はジャンク、ガレー船など併せて三―四〇隻と傳えられる。⁵⁸⁾ 三四年二月にファン・フリートが記した文書には、シャムの高官達はオランダの援助を疑わず、非常な信頼を抱いていることが記されているが、この間オランダ側はまだ行動を起してはいないらしい。と云うのは、ファン・フリートが更に續けて、「貴下が若干の援助を派する様に決議する意向ならば、シャム王の好意と優遇は大いに増すであらう」と述べているからである。貴下 (J. Ed.) とは誰をさすものか明らかでないが、前後の關係から見れば、バタビヤに在る總督またはその配下をさすものと思われ、アユチアのオランダ人にくらべてバタビヤの方は、まだ必ずしも援助に乘氣でないことを示すものの様である。そこで商館長スハウテンは、四月六日みずからバタビヤに行き、シャムを援助することの利益について總督その他を説得したので、彼らも次第にその方に傾き、五月十四日、司令官クラーヌ・ブライン

(Claes Bruyn) の指揮する六隻の艦隊は、バタビヤを發して遠征援助に向うこととなる。スハウテンもこれに乗船するのである。⁽⁶⁵⁾

遠征の経過については、ファン・フリートのシャム王國志に詳細な記事があり、これを詳しく述べることは本稿の目的でもないが、ファン・フリートはその時期を明確に記していないので、その點を補いつゝ簡単に述べてみよう。先ずシャムの軍隊がパタニに到着したのは三四年四月であつたらしい。⁽⁶⁴⁾ 彼らはパタニを約一カ月間包圍して多くの小戦闘を交え、一時はパタニ城内にさえ侵入したが、指揮官の一人が「全市をシャム王のために残して誰も掠奪を行つてはならぬ」と命じて軍隊を城から退去させたので、パタニ人は勢力を回復してシャム軍を敗走させた。シャム軍は何度も敗北した後で、パタニ征服をあきらめてシンゴラに退いた、と云うことになる。⁽⁶⁶⁾ 以上の事實はシャム王國志に見えるだけであるが、平戸オランダ商館への到着文書によれば、同年三月十三日にバタビヤを發したフライト船フェルゼン (Huif Velsen) が、リゴール附近で敗走中のシャム軍を見かけた、と云う報告が六月六日にアユチアに達した模様⁽⁶⁶⁾である。この記事によつて敗退の事實は裏づけられ、かつ(報告の性質上、早急にアユチアに伝えられたものと思われるから)、恐らく五月中の出來事であろう。

従つて、オランダ艦隊がパタニへ到着した六月三日には、シャム軍は既に敗走したあとであつた。總督ブローウエルが本國に送つた書簡によれば、

ポルトガル人は、ジョホール、パハンなどの王と共に、約一〇〇隻の船、五、〇〇〇の兵、ポルトガルの fust 一隻、selia 一隻でパタニを援助しに來て居り、パタニの海軍力とあわせて五〇隻以上のマライ fust の艦隊を作つた。―それらは吾々がパタニへ到着した六月三日には岸に引揚げられているのが見られた。―そこで前述のシャム艦隊は、予想以上の抵抗と海軍力とに氣づき、二三の遭遇戦の後、吾々が來れないのと、一つには食糧の缺乏のため、パタニを去り、

リゴールを経てシャムへ歸つたのであつた。⁶⁷⁾

と記されて居り、ポルトガル、ジョホール、パハンなどの援助もパタニの戦勝にあずかつて力あつたことが知られる。かくてオランダ艦隊は施すべき策もなく、司令官クラース・ブラインの報告によれば、

：〔略〕：その地にはマライの大きなガレー (galien) 約五〇隻と、ジョホール及びパハン約五、〇〇〇人が援助に來て居り、「オランダの」ヤハトは水が浅いために近づくことが出來ず、パタニの町は再び「防備が」強化されたので、前述の「司令官」ブラインが、パタニに對してなしたことを云えば、近寄るに都合のよい所においてある空のジャンク八―九隻に、小船で火をつけたこと位であつた。⁶⁸⁾

とある。この後、艦隊の大部分はパタビヤへ歸り、スハウテンの乗つて居る一隻だけがシャムに向つた。

同船のシャム到着は六月十五日であり、⁶⁹⁾パタニ遠征失敗の報は、この時既に王の耳に達して居た。王はこの失敗をオランダ艦隊が延着したためとして、オランダ人を一時大いに迫害し、⁷⁰⁾彼らは苦心の末に得た幾つかの特權を危く失う所であつたが、スハウテンの到着後、事態は好轉した。これはスハウテンの外交的手腕と云うよりも、シャムが依然としてオランダと提携する必要を感じて居たことを示すものである。何故ならシャム王は、「前述の遠征は不成功であり、オランダ人の援軍が殆ど、もしくは全く無益であつたにもかゝらず、それを實現しようとした熱心に免じて」⁷¹⁾同年八月、さらに米、粳、蘇木などの關稅を半減する恩典をオランダ人に與えて居るからである。

これに關してシャム王の發布した法令は、⁷²⁾ ヨング氏の論文の末尾に掲載されている。その前文に、「オランダ人が、王の善意に反して、多くの官吏から過度の煩わしさや厄介を負わされていることが分つたので、王はこのユチア (Yuchia = Ayutthia) の町で取引するオランダ人の負擔輕減と福祉のために、その様な不正をなくすべく命令を下した」、⁷³⁾とあるのでも

分る様に、その趣意は諸官吏の中間利潤を減らすためであり、必ずしも王室の収入が半減することを意味しない。法令の本文を見てもこのことは明瞭である。

さて、この法令に取上げられた商品が米、粃や蘇木だけであつて、鹿皮類その他の日本向け商品が全く見えないことは重要である。^(補註)さきの鹿皮獨占の協定にしても、シヤム側からすると許可したのではなく、オランダ側から要求したものであつたことを想起されたい。これらを考え合わせると、シヤム王室がこの商品に寄せる關心はかなり薄かつたものではなからうか。しかも多くの史料はこの事實を裏書きする。まずスハウテンの「シヤム王國記事」は、王の收入について「主として國內で多量に産する米、國王の代理によつて外國商人に賣却される蘇木、錫、鉛、硝石など、ならびに金及び砂金の利益、外國商品に對する關稅」⁽⁷⁶⁾などを擧げるに止まり、ファン・フリートも、「王に關係ある主要商品である蘇木、錫、鉛、硝石は王の代理によつてのみ外國人に賣られる」、⁽⁷⁶⁾等、殆ど同じことを述べ、鹿皮類には全く觸れていない。しかもスハウテンが別の箇所で、「鹿はこの國で毎年一五萬頭を捕獲し、日本で賣り捌いて頗る利益を得る」と述べているのを見れば、鹿皮の重要性は否定し得ず、たゞそれらは王室の利益と無關係であつたと考えざるを得ない。(なお、この專賣品目の中には米も入つていないが、シヤム王が米の收穫の一部を得ていたことは諸史料に明らかであり、王の收入の、「最も主要なものとは米の收穫から」⁽⁷⁷⁾生じていたのである。そしてオランダに賣つた米もこの種の米であることは疑いないから、事實上專賣と見なして差支えないであらう。)

こう考へる時、さきの鹿皮獨占の協定が抽象的なものであつた理由も、おのずから明らかになる。即ち鹿皮賣買の契約の相手は、日本人及びシナ人の居留民であり、王室は第三者者に過ぎない。王室はたゞ獨占の保障のために利用されているだけである。事實さきの協定には何ひとつ具體的な規定が存在しないのに、オランダ人は同じ頃、日本人やシナ人の居留民の首

領たちとの間に、鹿皮何枚を何程で賣買すると云う詳しい契約を結んでいる。⁷⁸そして三四年末には、獨占協定は満期になるが、その時期に至つてもオランダ側から何ら期間延長の要求がないのは、恐らくオランダ人にとつて、この協定があつてもなくても、鹿皮の買入れに大して影響がなかつたことを示すものであろう。

さて、この様に鹿皮類が王室と無縁であつたことは、結局シャムがオランダとの貿易の變貌に適應出来なかつたことを示している。しばし述べた如く、一六二〇年頃から三三年までのシャム貿易に於ては、米の比重は日本向け商品よりもはるかに大きかつた。この貿易に於てオランダは守勢であり、しかもシャムの利益は王室のものであつた。ところが、重點が日本向け商品に移行するにつれ、シャムは、日本との直接取引によれば、當然自分の手に流れ込む筈の利益を殆ど奪われ、しかも残りの利益さえ王室のものではなかつたのである。アユチアのオランダ商館の繁榮はまさしくこの事實に基づくのであり、シャム官吏が、「彼らの思い描いていた利益の分け前にあずかることが出来ない⁷⁹」で、憤慨する原因もこゝに在つた。貿易の變貌とは云うものの従来のシャム米への需要が減じたのではなく、むしろこれと不相應に、鹿皮類の重要性が増したに過ぎないが、シャム王室がこれに氣づくのは、鹿皮の方からではなく、やはり今までと同様、米の方からであつた。

三 米と鹿皮（一六三五—一六六）

パタニ遠征が失敗に終つた翌年、（三五五年）シャム王は再び遠征を企てたが、これは飢饉のために一年延期された。⁸⁰その後、その経過についてファン・フリートは、

その間、シャム及び周邊の地では百隻以上の新しい船が造られ、古い船はすべて修繕されて、新たな攻撃のための大がかりな準備がなされたので、一六三六年初頭にパタニはどう見ても手ごわい艦隊を迎えねばなるまいと思われた。し

かしケダ王の仲裁とシャム僧侶の諫止によつて、シャム王は考えを變えた。即ちオヤ・フラクランは、王の承認の上で（正當な同情と云う形で）使者をパタニに遣わした。パタニの女王と官吏達に、これが最後と云う警告の形で平和を提議するためであつた。⁽⁸¹⁾

と記して居り、アユチア商館長スハウテンも、

去る〔三五年〕十月、パタニへ向つて出發したシャムの使節がその地に到着し、親しく迎えられて任務を見事に果したので、兩國間の平和は成立しそである。⁽⁸²⁾

とバタビヤへ書き送つてゐる。三四年の遠征軍が陸路シャムからパタニまで三カ月を要したことを考えると、使節は三五年の終りか翌年の初頃にパタニへ着いたであろうから、ファン・フリートの述べるシャム使節は、恐らくスハウテンの述べるものと同じであろう。

パタニは直ちに答禮の使節を遣わしたらしい。ファン・フリートが平戸商館長に送つた書簡によれば、

パタニの使節は去る〔三六年〕三月當地に着き、非常に謙虚に以前の過失を詫び、義務ある服従を續けるよう、とシヤム王に申し出て和睦を願つた。⁽⁸³⁾

そして、「この頗る卑下した態度は、傲慢な王や官吏達の誇りを高め」⁽⁸⁴⁾、シャムはパタニと和睦したのである。次に三七年六月、同じくファン・フリートが平戸に宛てた書簡には、

パタニからの使節が去る〔三六年〕八月、二度目に當地へ着いた。：〔略〕：使節はパタニのためにシャムと完全に和解し、互いに以前の損害や侮辱を語ることなく、彼らはパタニがシャムに臣屬するしるしとして金銀の花 (de goudde ende silvere bloemen) をもたらした。そして任務を果して去る九月再び歸つた。⁽⁸⁵⁾

とあり、パタニは正式に臣屬國に復したのである。(しかし三六年四月にバタビヤに届いたシャム王の書簡の要約によると、和睦の提案はシャム側から始められたのではなく、逆にパタニが降服して來たことになつてゐるが、書簡の體裁から見てシャム側に有利な事實を誇張している嫌いがあり、結局、他の一連の史料の示す事實の方が正しい様である)。

會て、シャムへの臣屬を固く拒んだパタニが、かくも容易に和睦の提案を受け入れたことについては、種々の理由が考えられる。既に述べた通り、パタニ遠征に際して、マラッカ・ジョホール、パハンなどの諸國はパタニを援助し、その戦勝をもたらしただけではあるが、それはオランダ援軍の延着と云う偶然の事情によるものであつた。オランダとポルトガルだけに於いて見れば、オランダのマラッカ海峡封鎖は既に三〇年頃から始められ、三六年頃からはマラッカ攻撃も企てられるなど、オランダの優位は明らかであり、パタニはポルトガルに依存することの不利を今更の如く感じたのであろう。しかも叛亂當初のシャム内外の混亂も今や殆ど終結し、篡奪王ブラサット・トングの覇權は安定したのに引きかえ、パタニでは叛亂の頃に在つた老女王が死去し、さらに當時の同盟國パハンとの間に紛争を生じた⁽⁸⁹⁾、などの事實が挙げられよう。

こゝに興味深いのは、パタニ歸順後のシャムの動きであつて、さきのファン・フリートの平戸宛ての書翰(三七年六月)によれば、

最近約二年來捕われて惨めな待遇を受けていたマニラのイスパニヤ人及びマラッカのポルトガル人を、王は去る九月に同情を装つて釋放し、彼らと共に、臣下の一人にマラッカとマニラの總督に和睦を提案する任務を負わせて、一隻の船でマラッカへ派遣した⁽⁹⁰⁾。

とある。「去る九月」とはもとより三六年九月のことで、パタニ正使のシャム到着から僅か一カ月後であり、兩者の關連は明白であらう。ファン・フリート等は、シャムと西葡兩國との接近を防ぐ意味でこの遣使を極力妨害するが遂に遣使は行わ

れたらしい。ファン・フリートは、前の記事に續いて、

このことや他の多くの行動により、シャム王が周邊のすべての君主達と和睦したがつていことが分る。この遣使はまた、一つには王のジャンクのためにカントンへの航路を開き、同様に他の地方をも自由に訪れるために行われたのである。⁹²

と述べて居り、彼の著書シャム王國志の中でも「この様な〔西葡兩國との〕敵對はカントン及びコロマンデルに於けるシャム王の貿易に明らかに關連を持ち、その害をなす様に思われたから」と述べている。元來、カントン及びコロマンデルとの貿易はシャムにとつてオランダとの交渉よりも古い歴史を有するもので、王室の出資で行われるこの貿易が王の主要財源の一つであることは、史料に明らかである。⁹⁴ 今やパタニの歸順はシャムのオランダへの依存を或る程度不必要ならしめ、しかもオランダの行ふ貿易は、米から鹿皮へとオランダの關心が移るにつれて次第にシャムの重荷となりつゝある。シャムが西葡兩國に接近するのは當然であつた。

さて、さきに遠征援助の代償の一つとしてシャム王はオランダ人に商館改築用の敷地を與え、間もなく石造の商館が完成した。三三年の商館再開以來三年にわたつて商館長を勤めたスハウテンは、パタニ歸順に先立つ三六年四月にその職を商務員ファン・フリートに譲り、シャム王から總督に宛てた書簡を携えてパタビヤに歸つた。⁹⁵ しかし彼は間もなく使節として再びシャムに赴くことになり、オラニエ公並びに總督の書簡を携えて八月十三日パタビヤを出帆した。⁹⁶ 二通の中、前者は「シャム外交文書集」に收められているが、パタニ遠征の結末などに全く觸れていないことから考えて、かなり以前に書かれたものらしく、さきのシャム王の書簡への返事としては餘りに時期を失している。⁹⁷ スハウテンの使命は當然別の所にあつたと考えられる。

そこで、さきのシャム王の書簡（同年四月二十九日のパタビヤ城日誌所載）を見ると、シャム王は以前、總督より一、〇

○○コヤン (coyangh) ⁽⁹⁸⁾ の糶二一、○○コヤンの米の輸出を要請されたが、「今年は米の收穫が法外に悪く、完全な收穫の殆ど三分の一にも達しない」⁽⁹⁹⁾ ことを述べ、

しかし王はオランダ公との堅い不壞の友情を考え、また王はバタビヤの町を彼自身の町と同様に考えているので、商館長スハウテンに、(彼の切なる願いに應じて) 米一〇〇コヤン、糶二〇〇コヤンの輸出を承諾した。それ以上許可することは當を失すとお考え願いたい。何故なら王は主に自分の國のことを、(米は現在非常に高値である) 考慮せねばならぬから。⁽¹⁰⁰⁾

とある。シャム王はこの年、宿願のカンボチャ遠征を凶作のため中止した位であるから、米の不足は疑うべくもない。しかしスハウテンの考えでは、「シャム人はオランダ東インド會社の勢力増大を大いに怖れ、シャム米を送らぬ事によつて勢力を弱めようと策している」⁽¹⁰²⁾ のであり、ファン・フリートも著書の中で、

「王は」増大しつゝある總督の統治がそれによつて祕かに弱められるだろうと云う意圖で、自ら適當と認める以外は「米の輸出を」許可しないことにした。⁽¹⁰³⁾

と述べ、また「懇切な要求がたび／＼それについて行われたにもかゝらず、定められた約束に反して、無意味な口實で、必要量の米の輸出が拒絶されたこと」⁽¹⁰⁴⁾ とも記しているから、實際の不足以上に政治的な含みもあつたらしい。鹿皮の重要度が高まつたとは云え、バタビヤにとつて米も依然として重要であつたから、スハウテン派遣もこの問題にかゝるであろうことは容易に想像される。

使節一行は九月二十六日、アユチアに到着した。二通の書簡は數日後にシャム側に手渡されたが、總督の書簡の内容は不幸にして明らかでない。ただこれに續くスハウテンの報告は興味深い事實を傳える。スハウテンは總督の書簡の反響を記して、

…〔略〕…オヤ・フラクランは米の件に關する確乎たる意向に接して非常に驚き、(使節スハウテンが確實に知つた所によると)、このことに關してこれ程斷乎たる書簡を豫期していなかつた。この書簡により彼らの輝かしき謬見 (Glorieuse dwalende opinie) —即ちシヤム米はバタビヤに於て不可缺であろうと云う意見—は粉碎⁽¹⁰⁵⁾された。

とある。十月二日にシヤム王の面前で總督の書簡が朗讀される時も、「小官吏や一般民衆に、シヤム王はオランダ國と完全無缺な友好關係にあると見せかけるために、總督が米及びバタニの罪の賠償について書いた所は、注意深く除去された⁽¹⁰⁶⁾」のを見れば、シヤム側のシヨックが大きかつたことが知られる。總督の書簡が何を語つたかは、以上からもほど想像出来るが、さらにスハウテンは他日一人のシヤバンダル (Shahbandar 港務長官) と對談し、相手の質問に答えて、

…〔略〕…總督は今年の米一〇〇コヤン、粃二〇〇コヤンと云う乏しい輸出を不満とする。何故ならシヤム王は會て吾々に米四〇〇コヤン、粃四〇〇コヤンを確かに約束したからである。そこで吾々はこれに應じて他の地域から米を多量に入手したので、今後シヤムの米、粃を、恐らく豫備に廻し得るであらう。(…dat voortaan den Siamen rijk ende patij wel conde bergen…)⁽¹⁰⁷⁾

と述べている。それに對するシヤム側の驚きは前の記事と殆ど同じである。さらにスハウテンが、バタビヤに歸つてからの報告にも、「何故なら吾々は、シヤムの米や他の品について困つたりしないことを、シヤム王に理解させようと努力していたから⁽¹⁰⁸⁾」などの記事が見え、以上の三例から、總督の書簡は、「差當つてシヤムの米をもし必要としない」と云う内容のものであつたと見てよいであらう。

それでは果してバタビヤの米需要は、シヤム米以外で足りていたであらうか。バタビヤがとくにシヤム米を必要とするのは、東部ジャワのマタラム人叛亂によつてジャワ米が不足を告げるからだと言ふ普通⁽¹⁰⁹⁾に考えられている。果してそうであれば、

この叛亂は當時依然として續いているばかりか、三七年四月九日のバタビヤ城日誌には、マタラム人がバタビヤ又はパンタンを攻撃するために充分準備を整えている事が報ぜられている。⁽¹¹⁰⁾ また同年二月の條にも、

前述のジャンク「バタビヤ」は極度に荷を買込んで、ノールトワイク「船名」の代りにシヤムへ送られた。これはあらゆる地方から多量の米を送り、アラカンやマタラムからの乏しい米輸入にも困ることがない様に、である。⁽¹¹¹⁾

とあり、シヤム米を必要としないと云いながらも一方ではシヤムに米を求めていることが分る。同年、ファン・フリートがバタビヤに送つた報告にも、

それ故、コロマンデルその他からも（また同様に既に日本からも調達されたであろうが）多量の米を要求することに手を盡した。シヤム「の米」を一度、一二年の間、どうかして使わずに済ますためである。⁽¹¹²⁾

とあり、他の地方から米を得ようと云う努力は認められるが、それ故にこそ、むしろその實現は容易でなかつたらしいことが分る。

ともかく、この場合オランダの主張の眞偽よりも、むしろ眞實でなければ一層この主張がシヤムに與えた影響の方が問題である。シヤムは米によつてバタビヤを牽制し得ると信じているから、もし、バタビヤがこれを必要としないならば、事態は大いに變ることになる。

そして兩者の對立は、例のパタニの賠償問題にも現われる。オランダは、パタニの歸順如何にかゝらず、依然として賠償を要求し續け、スハウテンの報告にも、

シヤム王からパタニ女王へ、前述の五六〇三、四分の一レアルの正當な賠償について命令を下してもらいたいこと。さもなければ敵意ある手段に訴えてもこれを要求せねばならない。⁽¹¹³⁾

と云う一節がある。しかしシャムは、既に歸順したパタニをこの問題で再び刺戟することを好まず、言を左右にして仲介を引き受けない。結局スハウテンはバタビヤ歸還に先立つて總督の命により、みづからパタニの高官に書簡を送り、直接賠償を要求することとなる。この書簡は主として事件の發端とその後の経過について述べ、「シャムとパタニの紛争は終つたが、オランダとパタニとの間の戦いはなお續くであろう」と記し、報復としてパタニのジャンクを捕えると警告して結ばれている。⁽¹¹⁴⁾しかしファン・フリートが平戸に送つた書簡(三七年六月發送)で「オヤ・フラ克蘭により非常に妨害されたため、吾々は(残念なことに)總督のよい考えに従うことが出来なかつた」⁽¹¹⁵⁾と記しているから、書簡はパタニに達しなかつたらしく、以後、交渉はシャムを離れて直接兩者の間でたび／＼くり返される。⁽¹¹⁶⁾

さて、スハウテンが使節の任を終えてアユチアを發したのは、三六年十二月二日であつたが、それから十日経たないうちに、アユチアではオランダ商館員とシャム人との間に紛争が起つた。これは商館員がシャム僧侶と口論したことに始まつて、數名の商館員が捕えられ、ファン・フリートが王や高官達を買収するなどして、ようやく解決を見た事件である。⁽¹¹⁷⁾事件そのものは小さいが、三十年來友好關係にあつた兩國の間に紛争が起つたのはこれが最初であつて、スハウテンの出發直後であることから考えても、明らかにさきの總督書簡に對する反撥であり、單なる偶發事と見過すことは出来ない。これについてファン・フリートは比較的簡單に、シャム王國志の中で、

總督は、無理もないことだが、この〔米輸出削減の〕ことを全く悪く解して、王への手紙で當然な不満を述べた。書簡の文面は王にとつて不快であり、否、自分の想像していた權威が尊重されなかつたと考えて不満であつたが、少しも面に現わさなかつた。しかしその残忍な心に毒をかくし持つていた。⁽¹¹⁸⁾

と記して居り、「シャム史」の著者ウッド氏もほゞこれと同意見で、單に書簡の無禮を憤つただけと解釋している。しかし

前述の如く事情ははるかに複雑であり、パタピヤがシャム米を必要としないと云う主張が、王の意表をついたのであつた。ファン・フリートが記している、「自分の想像していた權威が尊重されなかつたと考へて不満であつた」と云う一節にある「權威」とは恐らく王の權威をさすものではあろうが、「シャム米の價值」と考へてもそれ程不自然ではない。

そして、こゝにも米の問題に對應して鹿皮の問題がある。シャムの官吏たちは既に以前から、「會社は日本及びタイワン (Tayuan) の貿易に於て不當な利益を得ている。そして總督やインド參事會員 (Raden van India) は、この事實と新しい建物の故に、「シャムから」その職員と全施設とを容易に引揚げたりしないであらう」と考へ、また「彼らが思い描いていた利益の分け前—それは彼らに屬しない—にあずかることが出来ないので、王をしてオランダ人を憎ませようとした」のである。この紛争が終つた時、ファン・フリート等は、「シャムに於てはこの國の法と習慣とは出来る限り従ふこと、などを申し渡され、「日本やタイワンから會社の船を速やかに送るには妨げとなる様な」、總じて「自由取引を一層制限する」様な、種々の條項を強制されている。⁽¹²⁸⁾日本やタイワンの名がとくに擧げられたこと、また當時のシャムに於ける自由取引商品の最大なるものが鹿皮であつたことを考へれば、シャムが鹿皮貿易を次第に壓迫しようとしてゐることは明白である。一方オランダは貿易の利益を考へて極力懷柔策を取り、同様の紛争が四〇年に再び起つた際にも翌年⁽¹²⁹⁾オラニエ公の書簡と贈り物とを呈し、「シャム王は公の書簡とその内容に至極満足し、他のどの様な大國君主の書簡を受取る場合よりも恭しく受け取られた」ことが同年に總督が本國に送つた報告に見える。この様な懷柔によつてシャム王室は既に失われた自國の優越を、なお有しているかの様な幻覺を、一時的にせよ取り戻し、こうしてオランダの壓力への持續的な反抗から、その都度巧妙に脇へそらされる。ウッド氏が、「オランダ人は、この時恐らく、「シャム王の」これらのむら氣 (change of faces) によつて影響されるよりも、この「懷柔策の」方が賢明であることを知つたのであらう」、⁽¹³⁰⁾と述べてゐるゆゑんである。

しかも、丁度これと時を同じくして、さきに述べた日本の鎖國態勢が完成し、既に鎖國以前からシャムを訪れなかつた朱印船の貿易には、もはや完全に終止符を打たれ、同時にイスパニヤ、ポルトガルの船も日本貿易を斷念する。これによつてオランダは、シャム—日本貿易の競争者を殆ど勞せずして排除する。シャム在留の日本人、シナ人は、今やオランダ人を彼らの最大の顧客とせざるを得ない。一方シャムは、篡奪王ブラサット・トングの全治世にわたつて、しばし日本へ使を派遣して直接貿易への道を開こうとして居り、この頃だけについて見ても、三四年、三五年、四〇年の三回を數え得るが、何れも失敗に終つてゐる。これは先年の日本人追放が江戸幕府に悪い印象を與えたことにもよるが、一つにはオランダが機會ある毎に兩國の離間策を講じている結果で、かくてシャム—日本の直接貿易は、何れの側からも絶望的となる。

さらに四一年のマラッカ占領⁽¹⁸⁶⁾はオランダの優位を決定的ならしめる。これによつてポルトガルはマカオと前インド(Voor-Indie)との連絡を斷たれ、後インド(Achter-Indie)に残した重要な足場の一つを失うことになるが、この間に於けるシャムの立場は、「この機會にマラッカが吾々〔オランダ人〕の手に落ちるよりも、ポルトガル人の下に残る方が望ましいと考へた」⁽¹⁸⁶⁾様な微妙なものであつたらしい。しかしこの様なシャムの希望にもかゝらずポルトガルの没落は蔽うべくもなく、オランダのシャム貿易に於ける優位は、これ以後約三十年、一六七〇年代にイギリスとフランスが再びシャム進出を企てるまで續けられる。

最後に興味深いことは、マラッカ占領の翌年、四二年の十二月、總督の本國宛報告の中で、ファン・フリートがバタニに赴いた事を述べた後、

〔彼は〕吾々オランダ人に與える許可についてバタニ女王と一致した。その許可とは、一六三二年バタビヤ居留のシナ人に加えられた損害を償ふことではなくて、これについて持ち出された多くの理由から分つたことだが、會社に對し

て償いとして、關稅その他の負擔を向う三年間免除することであつた。⁽¹⁸¹⁾

と記している。かくて十年にわたつたパタニの賠償問題も、三年間の關稅免除と云う全く別の形で、案外簡單に解決したらしく、しかもその内容は、オランダ船を招こうと云うパタニの宿願に副うものではあるが、總督は右の報告の中で、

この數年、パタニ灣での取引を續ける事については、少しも進展しなかつた。一つにはスヒップ船やヤハト船などの不足からではあるが、主には、同取引はむしろマラッカとバタビヤへ移るだらうからである。⁽¹⁸²⁾

と述べている。既にマラッカを手に入れた今となつては、パタニの政策もさほど効果がなかつたであらうと想像される。

むすび

以上、吾々はパタニ遠征に於て、はからずもシャムとオランダとの交渉、ないし貿易の一つの轉換期を見たのであるが、それを要約すれば、第一にはオランダがシャム貿易に於ける競争者を排除したと云う外面的な變化、第二には、米から鹿皮へと云うシャム貿易の性格そのものの變化であつた。従つて日本貿易との關連なしにこの時期のシャム貿易を考へることは、不可能であらう。既にジャイルズ氏はその論文で、オランダの貿易獨占によりシャムの利益が減少し、シャム王が貿易振興のためインドに眼を轉じた事實などを記し、三六年のスハウテン派遣については、史料を引用しつゝかなり詳細に論じているが、そのあらゆる功績にもかゝらず、これらの個々の歴史的事實を全體としてとらえないので、オランダのシャム貿易にとつて、この時期が何故重要であるのか、結局分らないことになる。

なお、この貿易の具體的な推移について、ヘーグ文書館のシャム文書、及び日本學士院所藏の平戸商館文書などに幾つか興味深い記事を見ることが出來たが、いまだ充分整理してないので、この論稿に利用することが出來なかつた。

- (1) De Jong; Overzicht der Betrekkingen van de Nederlandsch Oost-Indische Compagnie met Siam. [Tijdschrift voor Indische Taal, Land- en Volkenkunde. Deel XIII. 's Gravenhage. 1864].
- (2) Bianckaart, W.; Notes upon the Relations between Holland and Siam. [Journal of Siam Society. vol. XX. pt. 3. 1972].
- (3) Giles, Francis H.; A Critical Analysis of Van Vliets' Historical Account of Siam in the 17th Century. [J. S. S. vol. XXX. pt. II-III. 1938]
- (4) De Jonge, J. K. J. etc. ed.; De Opkomst van het Nederlandsch Gezag in Indië. 's-Gravenhage. 1862~1888. vol. III. pp. 23, 62.
- (5) Valentijn, François.; Oud en Nieuw Oost-Indiën. Dordrecht 1724~26. Deel III. Beschrijving van Siam. p. 72.
- (6) 元の最初の記述は Colenbrander, H. ed.; Jan Pietersz. Coen. Bescheiden omtrent zijn Bedrijf in Indië. 's-Gravenhage 1919~1952. vol. VII 1, p. 525. 一六二〇年三月八日の「バンタニ駐在のオランダ人「ゲリット・フリーデリクス・ドリュイ」から「總督ターニン」の書翰である。又「同年二月二十八日にターンが「平戸商館長メッセッタム(Jacques Speck)」と宛てて記した書翰にも「若干の記述がある。(Ibid. vol. II. p. 655).
- (7) 一六二四~三四年の間の「バンタニヤ城日誌は「毎年かなりの額が「バンタニヤ」に送られたことを示している。
- (8) Vliet, Jeremias van.; Beschrijving van het Koninkrijk Siam. Leiden 1692. p. 48.
- (9) Anderson John.; English Intercourse with Siam in the Seventeenth Century. London 1890. pp. 48~52.
- (10) 通航一覽 刊本第六卷「四九四~四九九頁。
- (11) Anderson. op. cit. pp 85 f. Valentijn. op. cit. p. 73.
- (12) 元の論考は「Vliet, Jeremias van.; Historiae Verhael der Siekte ende Doot van Pra Interatsia 22^m Coninck in Siam.....[Kol. Aanwinst. 1887] に載っている。元は村上直次郎著「六島五山田長政」(臨「朝日新聞社」)に譯文がある。
- (13) Vliet. Beschrijving. op. cit. pp. 33 f.
- (14) Vliet. Historiae Verhael. op. cit fol. 123~6. Dagh-Register gehouden int Casteel Batavia. 's Gravenhage. 1887~1931. Dec. 30, 1631. Jan. 4, 1632.
- (15) ibid. vol. II. p. 69. (April 14, 1632).
- (16) Vliet. Beschrijving. op. cit. p. 34.
- (17) Dagh-Register. op. cit. vol. VI. p. 7. (Dec. 30, 1636).
- (18) ibid. vol. II. pp. 53, 54 f. (Dec. 5 & 30, 1631).

オランダの東インド經營初期に於けるシヤム貿易の役割 永積

- (21) *ibid.* vol. II. p. 69. (April 14, 1632).
 「徳年ニナトナル徳ハシラシク變節」ト云々、秘カヘンキヤト米ノ米穀
 ヤカシトシラシクシラシクナリ。
- (22) Dagh-Register. op. cit. vol. II. p. 121.
 (23) *ibid.* p. 123.
 (24) Tiele, P.A., & Heeres, J.E. ed.; *Bouwstoffen voor de
 Geschiedenis der Nederlanders in den Maleischen
 Archipel, 's-Gravenhage 1886~1895.* vol. II. pp. 218 f.
 (25) (A) Tiele-Heeres. op. cit. vol. II. pp. 214~228. LV.
 Antonie Caer's Verslag zijner zending naar Patani en
 Siam. (31 Juli~27 Nov., 1632)
 (B) Dagh-Register. op. cit. vol. II. pp. 121~125. (Nov.
 26, 1632.)
 Aは司令官カーン自身の報告であるから、Bよりはるかに詳しく、
 内容も面白い。しかし、Bにも、Aにならぬ記事が少しある。
- (26) Dagh-Register. op. cit. vol. II. p. 53. (Dec. 5, 1631.)
 (27)(28) Tiele-Heeres. op. cit. vol. II. pp. 220 f.
 (29) ベタリの船艦トシラシク Terpstra, H.; *De Factorij de,
 Oostindische Compagnie te Patani. [Verhandelingen
 van het Koninklijk Instituut voor de Taal-, Land- en
 Volkenkunde van Nedrlandsch-Indië. Deel. I.] 's-Graven-
 hage 1938.* に詳しく。
- (30) ラマッタは三〇ノクトリッタル。(抄譯ベタリヤ城日誌、十
 卷。四ノ頁雜註。)
- (31) Tiele-Heeres. op. cit. vol. II. pp. 224 f. の順米トシラ
 シ、B記事は少しも觸れなから。
- (32) Dagh-Register. op. cit. vol. II. p. 125. 米穀ノ變節トシ
 ラシト、A記事の pp. 224 f. に詳しくな、あまり重要ではな
 くて割愛した。
- (33) *ibid.* vol. II. passim. (Dec. 5 & 30, 1631. Jan. 4, April
 14, 1632.)
 (34) *ibid.* vol. II. p. 69. (April 14, 1632.)
 (35) *ibid.* vol. II. p. 215. (Dec. 16, 1633.)
 (36) De Jong. op. cit. p. 415. ただ、ベタリヤ城日誌には、
 カナン着任の記事はなから、その乗艦ノーレン・トント・テ
 4の出帆が記された。(Dagh-Register. op. cit. vol. II. p. 161)
 同年十二月には、サビシキヤト在る、カナン着任から、ベタ
 リヤ報告が送られたこと (ibid. p. 215) から、モント氏の推
 定は正しいと推して可い。
- (37) Schouten, Joost.; *Beschrijvinge van de Regeeringe,
 Macht, Religie, Costuymen, Traffijcquen ende andere
 remercquable saecken, des Coningrijks Siam.* [Caron,
 François.; *Rechte Beschrijvinge van het machtigh
 Koningrijk van Iappan. 's-Gravenhage 1661.* p. 96.
 幸田成友譯著「カロン大王國志」昭三三 東洋堂。三一八頁。
 (38) Dagh-Register. op. cit. vol. II. p. 213. (Dec. 16, 1633.)

- (37) Vliet. Beschrijving. op. cit. p. 52.
- (38) Nachod, Oscar.: Die Beziehungen der Niederlandischen Ost-Indischen Kompagnie zu Japan in siebzehnten Jahrhundert. Leipzig 1907. Beilage. pp. LXXVIII~CXXI.
- (39) Vliet. Historiæ Verhael. op. cit. fol. 123~6. 其中前掲書一八九~一九〇頁。
- (40) 岩生成一「泰人の對日國交貿易復活運動」〔東亞論叢第四輯〕通卷八二~三頁。
- 同「南洋日本町の研究」四~五頁所載。元寛時代南洋渡航船數表。
- (41) Vliet. Beschrijving op. cit. p. 49.
- (42) Anderson. op. cit. pp. 85 f.
- (43) Colenbrander. Coen. op. cit. vol. I. p. 83.
- (44) *ibid.* p. 135.
- (45) Tiele-Heeres. op. cit. vol. II. p. XXXIII. Terpstra. op. cit. p. 239.
- (46) Koloniaal Archief. No. 1025. f. 409 B.
- (47) 岡田章雄「近世初期に於ける鹿皮の輸入に關する研究」〔社會經濟史學第八卷、第七~八號〕通卷六八九頁。
- (48) Dagh-Register. op. cit. vol. II. p. 53. (Dec. 5, 1633.)
- (49) Vliet. Beschrijving. op. cit. pp. 45, 52.
- (50) Dagh-Register. op. cit. vol. II. p. 213. (Dec. 16, 1633.)
- (15) Koloniaal. Archief. No. 1025. fol. 407 B. Dagh-Register. op. cit. vol. II. p. 288.
- (16) 1 Real van Achten=Gulden 2. 10=25 Gulden. (Nachod. op. cit. Vorwort p. XIX.)
- (17) Dagh-Register. op. cit. vol. II. pp. 214 f. (Dec. 16, 1633.)
- (18) Koloniaal. Archief. No. 1025. fol. 473.
- (19) Koloniaal. Archief. No. 1025. fol. 398.
- (20) 平戸商館到着文書。Ontvangene Brieven (1633~34) fol. 96.
- (21) Koloniaal Archief. No. 1025. fol. 413.
- (22) Dagh-Register. op. cit. vol. II. pp. 222 f. 230, 289.
- (23) Vliet. Beschrijving. op. cit. p. 34. Dagh-Register. op. cit. vol. II. p. 222.
- (24) Koloniaal Archief. No. 1025. fol. 487.
- (25)(26) Koloniaal Archief. No. 1025. fol. 411 B.
- (27) Koloniaal Archief. No. 1025. fol. 486~490.
- (28) Dagh-Register. op. cit. vol. II. pp. 287 f. Ontvangene Brieven (1633~34) fol. 88.
- (29) Tiele-Heeres. op. cit. vol. II. p. 263.
- (30) Vliet. Beschrijving. op. cit. p. 36.
- (31) Ontvangene Brieven. (1633~34) fol. 101.
- (32) Tiele-Heeres. op. cit. vol. II. p. 263.
- (33) Dagh-Register. op. cit. vol. II. p. 432.

- (69) *Ontvangene Brieven*. (1633~34) fol. 88. なほんタムヤ城日記を總督の本國への報告たる記事との間に、なほなれ敷日の差なほな (Dagh-Register. op. cit. vol. II. p. 436. Tiele-Heeres. op. cit. vol. II. p. 263) 問題にほな程の差異ほなな。
- (70) ファン・フリータによれば、商館員の請禁 (Vliet. Beschrijving. op. cit. p. 36) 平戸到着文書によれば、取引の停止。*(Ontvangene Brieven*. 1333~34. fol. 88.)
- (71) 鹿皮獨店の他會社の船ワーペン・マン・ネルトのための充分な積荷と、石造商館建設のための敷地とが約束せられた。*(De Jong. op. cit. p. 614.)*
- (72) *Dagh-Register. op. cit. vol. II. p. 460.*
- (73) *De Jong. op. cit. Bijlage. III. pp. 440~445.*
- (74) *ibid. pp. 440 f.*
 補註 蘇木もたしかに、日本向け商品の主要なものとしてはあるがこれはバタバヤにも毎年、かなりの量もたらわれ、必ずしも日本貿易獨特の商品とは云えない。
- (75) *Schouten. op. cit. p. 8* 幸田謙前掲書、二六十九頁。
 (76) *Vliet. op. cit. p. 22.*
 Schouten. op. cit. p. 94. 幸田謙前掲書、三十四~五頁。
- (77) 註 (74) (75) に同く。
- (78) 註 (75) に同く。その他、たムヤ城、*Koloniaal Archief*. No. 1025. fol. 400~402.
- (79) *Vliet. op. cit. p. 52.*
- (80) (81) *Vliet. Beschrijving. op. cit. p. 38.*
- (82) *Dagh-Register. op. cit. vol. III. p. 55* (Maert 26, 1636.)
- (83) (84) *Ontvangene Brieven*. (1635~36) fol. 116.
- (85) *ibid. fol. 321.*
- (86) *Dagh-Register. op. cit. vol. III. p. 55* (April 29, 1636.)
- (87) (88) Danvers, F. C.; Report to the Secretary of State for India in Council on the Portuguese Records relating to the East-Indies contained in the Archivio da Torre do Tombo and the Public Libraries at Lisbon and Evora. London 1892. pp. 151 f.
- (89) (90) *Ontvangene Brieven*. (1637~38) op. cit. fol. 321 f.
- (91) 同様の遣使計畫は既に三十五年頃にも起したか實行せられた。*(Ontvangene Brieven*. (1635~36) fol. 195.
- (92) *ibid. (1637~38) fol. 321.*
- (93) *ibid. (1637~38) fol. 321.*
- (94) *Vliet. Beschrijving. op. cit. p. 50.*
- (95) *ibid. p. 22.*
- (96) *Dagh-Register. op. cit. vol. III. p. 82* (April 27, 1636.)
- (97) *ibid. vol. III. p. 188* (August 13, 1636.)
- (98) *Records of the Relations between Siam and Foreign Countries in the 17th century*. Bangkok 1916. vol. II. (1634~1680) pp. 1~3. Giles. op. cit. pp. 309 f.
- (89) ファン・フリータによれば、

- ンムであら。 (Vliet, Beschrijving. op. cit. p. 94) ただし
 ヤンには王室用と人民用の二種類がある。この場合は王室用の
 ホヤンである。
- (96) (99) Dagh-Register. op. cit. vol. III. p. 87. (April 29,
 1636.)
- (101) *ibid.* vol. III. p. 292. (Nov. 26, 1636.)
 Ontvangene Brieven. (1635~36) fol. 117.
- (102) Dagh-Register. op. cit. vol. III. p. 54. (Maert 26, 1636.)
- (103) (104) Vliet, Beschrijving. op. cit. p. 53.
- (105) (106) Dagh-Register. op. cit. vol. IV. p. 6. (Dec. 30, 1636)
 Giles. op. cit. pp. 312 f.
- (107) *ibid.* vol. IV. pp. 6f. (Dec. 30, 1636.)
- (108) *ibid.* vol. IV. p. 195. (Mei 6, 1637.)
- (109) Mees, W. Fruin.; *Geschiedenis van Java, Batavia*.
 1920. Deel. II. pp. 119~127. 幸田、前掲書三三三頁。
- (110) Dagh-Register. op. cit. vol. IV. p. 60 (April 9, 1637.)
- (111) *ibid.* vol. IV. p. 34 (Feb 10, 1637.)
- (112) *ibid.* vol. IV. p. 195 (Mei 3, 1637.)
- (113) (114) *ibid.* vol. IV. pp. 6 ff. (Dec. 30, 1636.)
 Giles. op. cit. pp. 313 f.
- (115) Ontvangene Brieven. (1637~38) fol. 322.
- (116) Dagh-Register. op. cit. vol. III. p. 295. (Dec. 13, 1636.)
 Tiele-Heeres. op. cit. vol. III. p. 3.
- (117) Dagh-Register. op. cit. vol. IV. pp. 137~140. (April
 19, 1637.)
- (118) Vliet, Beschrijving. op. cit. p. 53.
- (119) Wood, W. A. R.; *A History of Siam*. London 1926. p.
 180. (脚註第一譯「タイ國史」昭一六、富山房、二一八~二六頁)
 ヲタモヤのオランダ東インド總督のオランダ語「貿易の自由
 を議する委員會。なお、新しい建物とは新築の石造閣館を指す。
- (120) (121) (122) Vliet, Beschrijving. op. cit. p. 52.
- (123) (124) Dagh-Register. op. cit. vol. IV. pp. 139 f. (April 19, 1637.)
- (125) *ibid.* vol. V. pp. 75~80. (Nov. 21, 1640.)
- (126) Tiele-Heeres. op. cit. vol. III. p. 22.
 Wood. op. cit. p. 183. 郡司氏の邦譯文は誤つて「借入」と
 なる語があるのを借用しなかつた。
- (127) 岩生成「泰人の對日國交貿易復活運動」一〇~一二三頁。
 Dagh-Register. op. cit. vol. II. pp. 302, 310. (Mei 14,
 25, 1634.)
- (128) (129) Danvers. op. cit. pp. 151~153.
- (130) Tiele-Heeres. op. cit. vol. III. p. 2.
- (131) (132) *ibid.* vol. III. pp. 46 f.
- (133) Giles. op. cit. pp. 303~321.

(東洋文庫研究生)